第５章　担保交付指定店舗における担保余裕額の管理

１．総則

担保交付指定店舗は、担保差入金融機関等の所要担保価額合計額、担保価額合計額および担保余裕額を一元的に管理します。このため、担保交付指定店舗は、担保差入金融機関等に属するすべての店舗において行われる担保受払（期日担保返戻を含みます。）および与信取引の予定を把握したうえで、本章３．から６．までに定める担保価額の増減にかかわらず、担保不足とならないよう、担保価額や所要担保価額の管理を厳格に行う必要があります。

万一、担保不足となることが見込まれる場合には、速やかに担保管理店に連絡したうえで、追加的な担保差入等を行ってください。

２．算出方法

（１）担保残高

担保残高は、担保差入金融機関等が日本銀行に差入れている担保の金額（注）の合計額をいいます。

（注）担保目的物区分が振決国債または振替社債等（短期社債等を除きます。）の場合には額面金額、振替社債等（短期社債等に限ります。）の場合には元本額、邦貨手形（手形類似電子記録債権を除きます。）の場合には手形金額、手形類似電子記録債権の場合は債権金額、手形類似電子記録債権以外の電子記録債権または証書貸付債権の場合には残存元本額、外貨建証書貸付債権の場合は残存元本額（米セント建）、外貨建外国債券の場合は額面金額（外貨建）、住宅ローン債権信託受益権の場合には信託財産となっている住宅ローン債権の残存元本相当額および返済元本相当額（以下「残存元本相当額等」といいます。）をいいます。

日本銀行は、次表左欄の担保目的物区分に応じ、次表右欄の担保残高の管理単位を次のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 担保目的物区分 | 担保残高の管理単位 |
| 振決国債 | 銘柄、担保差入金融機関等または国債決済代行者が振決国債を払出した参加者口座の種別、課税・非課税の別毎 |
| 振替社債等（短期社債等以外） | 銘柄、課税・非課税の別毎 |
| 振替社債等（短期社債等） | 銘柄毎 |
| 邦貨手形、証書貸付債権、  外貨建証書貸付債権 | 整理番号毎 |
| 外貨建外国債券 | 銘柄毎 |
| 住宅ローン債権信託受益権 | 信託受益権毎（注） |

（注）担保差入金融機関等が担保差入をできる住宅ローン債権信託受益権は、日本銀行が特に必要と認める場合を除き、一つに限ります。

（２）担保価額および担保価額合計額

担保価額は、担保残高の管理単位毎に算出した担保の評価額をいい、次表左欄の区分に応じて次表右欄の計算式により算出されます。また、担保差入金融機関等毎の担保価額の合計額を担保価額合計額といいます。

担保価額および担保価額合計額の更新は、担保受払または期日担保返戻に伴って担保残高が更新される都度行われるほか、担保価額の算出に用いる時価、掛目、連動係数、円貨換算率またはファクターの値が更新される時（業務開始時）に行われます。

|  |  |
| --- | --- |
| 担保目的物区分 | 計算式 |
| 振決国債 | 担保価額(円)（注１）  ＝ 額面金額(円) × 額面100円当りの時価(円) （注２）／100  ×連動係数（注３）× 掛目(％) （注４）／100 |
| 振替社債等  （短期社債等を除きます。） | 担保価額(円)（注１）  ＝ 額面金額 (円)×ファクター（注５）× 額面100円当りの時価 (円) （注２）／100× 掛目(％) （注４）／100 |
| 振替社債等  （短期社債等に限ります。） | 担保価額(円) （注１）  ＝ 元本額(円) × 掛目(％) （注４）／100 |
| 外貨建外国債券 | 担保価額(円)（注１）  ＝ 額面金額 (外貨建)× 額面100米ドル／ポンド／ユーロ当りの時価 (外貨建) （注６）／100 × 円貨換算率（注７） × 掛目 (％)（注４）／100 |
| 外貨建  証書貸付債権 | 担保価額(円)（注１）（注８）  ＝ 残存元本額 (米セント)×円貨換算率（注７）（円／米ドル）／100 × 掛目 (％)（注４）／100 |
| 邦貨手形  （手形類似電子記録債権以外） | 担保価額(円) （注１）  ＝ 手形金額(円) × 掛目(％) （注４）／100 |
| 邦貨手形  （手形類似電子記録債権） | 担保価額(円) （注１）  ＝ 債権金額(円) × 掛目(％) （注４）／100 |
| 証書貸付債権 | 担保価額(円) （注１）  ＝ 残存元本額(円) × 掛目(％) （注４）／100 |
| 住宅ローン債権信託受益権 | 担保価額(円) （注１）  ＝残存元本相当額等(円) × 掛目(％) （注４）／100 |

（注１）円位未満は切捨て。

（注２）時価は、原則として市場相場にもとづき、銘柄毎に設定されます（円位未満第２位まで）。初めて時価が設定される場合には、国債については、原則として発行日（分離国債のときは元利分離前の国債の発行日。以下（注２）において同じです。）の前営業日（発行日の前営業日よりも前に市場相場が発表されるときは２営業日前）の市場相場にもとづき時価が設定され、発行日から４営業日（発行日の前営業日よりも前に市場相場が発表されるときは３営業日）の間、担保価額等の算出に適用します。また、国債以外の債券については、日本銀行が適当と認める日の前営業日の市場相場にもとづき時価が設定され、当該日本銀行が適当と認める日の翌営業日から３営業日の間、担保価額等の算出に適用します。時価が設定されていない債券については、担保差入を行うことはできません。時価は、日本銀行が必要と判断した場合に変更します。

（注３）物価連動国債の場合にのみ適用します。適用する連動係数は、当日の連動係数とします。

（注４）掛目とは、担保価額等を算出するため、担保の目的物の時価、額面金額、元本額、手形金額、債権金額、残存元本額または残存元本相当額等に乗じる比率をいい、残存期間に応じた値が設定されます。なお、邦貨手形、短期社債、分割償還債のうち貸付債権担保住宅金融支援機構債券（貸付債権担保住宅金融公庫債券を含みます。以下同じです。）および住宅ローン債権信託受益権については、残存期間にかかわらず掛目は同一の値が設定されます。なお、掛目の値の確認方法、見直しの頻度やその他の留意点は、「４．掛目」を参照してください。

（注５）ファクターは、次の計算式により定時償還支払日または一部繰上償還支払日の３営業日前（これを「減額実行日」といいます。）に新しい値に変更され、同日の業務開始時から適用します。

ファクター＝（各振替社債等の金額 － 各振替社債等の金額に

対する定時償還済または一部繰上償還済の額）／

各振替社債等の金額

（注６）時価は、原則として市場相場にもとづき、銘柄毎に設定します（米セント／英ペンス／ユーロセント未満は切捨て）。

（注７）円貨換算率は、原則として市場相場にもとづき、設定します（円位未満第２位まで）。

（注８）担保価額を計算する過程で円貨換算率を１００で除した値に掛目を乗じた値の小数点第２位以下は切捨てされます。

（３）所要担保価額合計額

所要担保価額合計額とは、与信取引先毎に次の計算式により算出した金額をいいます。

所要担保価額合計額 ＝ 当座貸越残高

＋ 相対型電子貸付残高（注１）

＋ 手形貸付残高

＋ 代理店保証額（注２）

＋ 歳入代理店保証額（注２）

（注１）貸付日の翌日から起算して返済期日までの日数に応じた貸付金利息を含みます。

（注２）代理店保証額または歳入代理店保証額（以下（３）において「保証額」といいます。）は、それぞれ代理店手数料または歳入代理店手数料の支払先となる金融機関等店舗（以下「代理店手数料等の支払先店舗」といいます。）を与信取引先として設定されます。

なお、担保差入金融機関等が国債振替決済制度の参加者である場合には、当該担保差入金融機関等が日本銀行に届出た元利金振込先店舗（振決国債の元利金配分額の振込先である当座勘定取引における取引先をいいます。以下同じです。）と、代理店手数料等の支払先店舗は、同一の店舗となります。

したがって、元利金振込先店舗を変更する場合には、代理店手数料等の支払先店舗も同様に変更されることとなり、当該変更後の店舗に保証額が設定されることになります。

所要担保価額合計額は、各与信額の更新時に更新されます（注）。

（注）保証額を変更する場合には、変更後の保証額を適用する日（変更後の保証額の適用日は日本銀行から別途通知します。）の業務開始時に保証額の更新を行います。これらと異なる時に保証額の更新を行うこととした場合には、日本銀行から改めて通知します。

（４）担保余裕額

担保余裕額は、担保差入金融機関等毎に、当該担保差入金融機関等の担保価額合計額から、当該担保差入金融機関等に属する与信取引先の所要担保価額合計額の全店舗合計額を減じた金額をいい、次の計算式により算出します。

担保余裕額 ＝ 担保価額合計額

－ 所要担保価額合計額の全店舗合計額

３．時価または円貨換算率の変更等

（１）時価または円貨換算率の変更

日本銀行が、時価または円貨換算率を変更する日を時価変更日、変更後の時価または円貨換算率を用いて担保価額の算出を開始する日を時価適用日とし、時価適用日は時価変更日の３営業日後の日とします。

時価および円貨換算率の変更は、具体的には、次のとおり行われます。

1. 外貨建外国債券以外の債券の場合

時価は毎営業日変更します（毎営業日が時価変更日です。）。

変更後の時価は、原則として、時価変更日の前営業日の市場相場にもとづいて定められ、時価適用日の業務開始時から適用します。

≪外貨建外国債券以外の債券の時価変更等の日程の例≫

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １日  （月） | ２日  （火） | ３日  （水） | ４日  （木） | ５日  （金） | ６日  （土） | ７日  （日） | ８日  （月） |
| 基準となる 市場相場 | 時価変更日  ３営業日後 | 担保価額 合計額  および  担保余裕額の連絡※ |  | 時価適用日 |  |  |  |
|  | 基準となる 市場相場 | 時価変更日  ３営業日後 | 担保価額 合計額  および  担保余裕額の連絡※ |  |  |  | 時価適用日 |
|  |  | *以下同様に推移* |  |  |  |  |  |

※担保不足が見込まれる場合に限ります。

② 外貨建外国債券および外貨建証書貸付債権の場合

時価または円貨換算率は、原則として、毎週最終営業日に市場相場にもとづいて変更される（注）ほか、随時に変更することがあります。

変更後の時価または円貨換算率は、時価適用日の業務開始時から適用します。

（注）外貨建外国債券の場合には、時価および円貨換算率が、外貨建証書貸付債権の場合には、円貨換算率が変更されます。

≪外貨建外国債券および外貨建証書貸付債権の時価変更等の日程の例≫

（定期の変更のうち標準的な例）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １日  （金） | ２日  （土） | ３日  （日） | ４日  （月） | ５日  （火） | ６日  （水） |
| 時価変更日  ３営業日後 |  |  | 担保価額 合計額  および  担保余裕額の連絡※ |  | 時価適用日 |

※担保不足が見込まれる場合に限ります。

（２）担保価額合計額および担保余裕額の連絡

日本銀行は、各時価適用日の２営業日前の日（時価変更日の翌営業日）の業務開始時を基準時点として、次のとおり、担保価額合計額および担保余裕額を算出したうえで、担保不足が生じることが見込まれる場合には、担保差入金融機関等の担保交付指定店舗に対して連絡します（注）。

1. 担保価額合計額

基準時点で差入済である担保（同日に期日担保返戻を行うものを含みます。）について、変更後の時価および円貨換算率ならびに時価適用日時点の残存期間に応じた掛目、連動係数およびファクターにもとづいて算出します。なお、基準時点から時価適用日までに予定されている担保受払、期日担保返戻または住宅ローン債権信託受益権の残存元本相当額等の変更に伴う担保価額合計額の増減は含まれません。

② 担保余裕額

①の担保価額合計額から、基準時点における与信取引の所要担保価額合計額の全店舗合計額を控除して算出します。なお、基準時点から時価適用日までに予定されている所要担保価額合計額の増減は含まれません。

（注）担保交付指定店舗は、担保不足が生じることが見込まれない場合においても、必要に応じて、担保管理店の窓口において、「担保不足・余裕等通知」の交付を受けることができます。この場合、事前に担保管理店に連絡を行ってください。

４．掛目

掛目は、毎営業日、担保の目的物の種類や残存期間に応じた値（ただし、邦貨手形、短期社債等および分割償還債のうち貸付債権担保住宅金融支援機構債券および住宅ローン債権信託受益権については、残存期間にかかわらず同一の値とします。）が設定され、業務開始時から適用します（注１）。また、掛目の値については、日本銀行のホームページ（https://www.boj.or.jp）に掲載している「適格担保の担保価格」において具体的に定めており、原則として年１回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととしています（注２）。担保交付指定店舗においては、毎営業日の業務開始時点で適用される掛目の値を前提として、同時点で担保不足とならないよう、担保価額や所要担保価額の管理を厳格に行う必要があります。

担保の残存期間（Ｘ年超Ｘ＋１年以内）は、次のとおり計算されます。ただし、②証書貸付債権（外貨建証書貸付債権を含みます。以下４．において同じです。）の場合において、残存期間が１０年超のときは、「９年超１０年以内」と看做します。

（注１）住宅ローン債権信託受益権については、日銀ネット上、掛目の値は設定されません。担保差入先がこの細則に定めるところにより、日本銀行に提出するための「担保差入証書（住宅ローン債権信託受益権）」、「担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権）」等を作成するに当っては、担保差入先が２．（２）の計算式により担保価額を算出する必要があります。

（注２）掛目の値の変更を決定した場合等には、原則として日本銀行のホームページ（https://www5.boj.or.jp）への掲載の方法により、担保差入金融機関等に対して通知します。

①　債券

ⅰ　当日の月日が償還日（分離利息振決国債のときは利子支払期日。また、振替社債等の償還日には、全額繰上償還日を含み、定時償還日および一部繰上償還日を含みません。以下同じです。）の月日より前である場合

Ｘ ＝ 償還日の属する年 － 当日の属する年

ⅱ　当日の月日が償還日の月日と同日またはそれより後である場合

Ｘ ＝ 償還日の属する年 － 当日の属する年 － １

②　証書貸付債権

ⅰ　当日の月日が最終返済期日（当日が閏年以外の年の２月２８日で、かつ、最終返済期日が閏年の２月２９日である場合には、最終返済期日を２月２８日とみなします。以下②において同じです。）の月日より前である場合

Ｘ ＝ 最終返済期日の属する年 － 当日の属する年

ⅱ　当日の月日が最終返済期日の月日と同日またはそれより後である場合

Ｘ ＝ 最終返済期日の属する年 － 当日の属する年 － １

５．定時償還または一部繰上償還

（１）担保価額減額

定時償還債または一部繰上償還債である振替社債等については定時償還支払日または一部繰上償還支払日に実質社債残高が減じられることに伴い、日本銀行は、定時償還債または一部繰上償還債である振替社債等を担保として受入れている場合には、定時償還支払日または一部繰上償還支払日の３営業日前の日（以下「担保価額減額実行日」といいます。）の業務開始時において、担保価額の減額（以下「担保価額減額」といいます。）を行います。定時償還債または一部繰上償還債である振替社債等を担保として差入れる担保差入金融機関等は、担保価額減額による担保不足が生じないようご注意ください。

なお、定時償還債または一部繰上償還債である振替社債等は、定時償還または一部繰上償還の実施に伴い実質社債残高は減少しますが、額面金額および振替単位は変更されないため、日本銀行は、定時償還または一部繰上償還に伴う担保残高の減額は行いません。

（２）担保価額減額に伴う通知

日本銀行は、（１）の定時償還債または一部繰上償還債である振替社債等の担保価額減額が行われる場合には、担保価額減額実行日の前々営業日の業務終了時点において差入済となっている担保について、担保価額減額後の担保価額合計額を算出の上、担保価額減額実行日の前営業日の午前１０時以後、担保交付指定店舗に対して「振替社債等担保価額減額実行日通知」を業務オンラインにより交付します。

６．代理店保証額および歳入代理店保証額の改訂

日本銀行は、代理店契約または歳入代理店契約にもとづき、代理店保証額または歳入代理店保証額を改訂した場合には、改訂日の業務開始時に当該代理店保証額または歳入代理店保証額にかかる所要担保価額合計額の更新を行います。日本銀行と代理店契約または歳入代理店契約を締結している担保差入金融機関等は、代理店保証額または歳入代理店保証額の改訂による担保不足が生じないようご注意ください。